

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和7年8月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金に関する事務	
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種届出・申出・申請・請求に伴う受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行っている。番号利用法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金第1号被保険者の資格に関する届出の受理・審査・報告事務 ②国民年金任意加入被保険者の資格に関する申出の受理・審査・報告事務 ③付加保険料に関する申出の受理・審査・報告事務 ④国民年金保険料の法定免除に関する届出の受理・審査・報告事務 ⑤国民年金保険料の免除、猶予、学生納付特例に関する申請の受理・審査・報告事務 ⑥基礎年金(国民年金のみ)等に関する裁定請求の受理・審査・報告事務 ⑦寡婦年金・死亡一時金等に関する請求の受理・審査・報告事務 ⑧国民年金受給権者(老齢基礎年金除く)の現況届の受理・審査・報告事務 ⑨基礎年金番号通知書の再交付申請の受理・審査・報告事務 ⑩国民年金加入者の宛名の管理	
③システムの名称	ADWORLD住民情報システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
(1) 国民年金被保険者台帳情報ファイル (2) 宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表項番46、番号利用法別表項番46の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課主幹	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	健康福祉部保険年金課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-21111(代)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康福祉部保険年金課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-21111(代)	

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、国民年金に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・ マイナンバー入りの書類の郵送(宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う)	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。また、国民年金システムの入力に当たっては必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了とすることができない仕組み(体制)となっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I、5.評価実施機関における担当部署	保険年金課主幹 大河内久美子	保険年金課主幹 犬塚康弘	事後	定期人事異動による
平成30年4月1日	I、5.評価実施機関における担当部署	保険年金課主幹 犬塚康弘	保険年金課主幹 中村肇	事後	定期人事異動による
平成31年4月1日	5.評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	主幹 中村 肇	主幹	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	「リスク対策」を追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年4月1日	II-1 対象者数	平成27年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II-2 取扱者数	平成27年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-1 対象者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-2 取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II-1 対象者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II-2 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑨年金手帳の再交付申請の受理・審査・報告事務	⑨基礎年金番号通知書の再交付申請の受理・審査・報告事務	事後	制度改正(年金手帳交付廃止 R4.4.1～)に伴い変更
令和6年4月1日	II-1 対象者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年4月1日	II-2 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年9月3日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び同法別表第一の31の項、番号法別表第一の31の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。	番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表項番46、番号利用法別表項番46の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。	事後	・特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正 ・現時点までの番号利用法の条文のズレを見直して記載した
令和7年8月11日	II-1 対象者数	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年8月11日	II-2 取扱者数	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年8月11日	IV-8 人手を介在させる作業	項目なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、国民年金に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに關して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・ マイナンバー入りの書類の郵送(宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う)	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和7年8月11日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	項目なし	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和7年8月11日	IV-11 当該対策は充分か【再掲】	項目なし	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 また、国民年金システムの入力に当たっては必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了とすることができない仕組み(体制)となっている。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和7年8月11日	I-1-③システム名称	住基・税オンラインシステム	ADWORLD住民情報システム	事後	